

コージェネ導入による 優遇税制

コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

コージェネレーション設備に係る
固定資産税について、
課税標準を最初の3年間、
課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。



中小企業経営強化税制との併用もできます。
補助金との併用もできます。

コージェネ財団が証明書発行団体です。

コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

所 管	総務省(経済産業省)
対 象 者	固定資産の所有者
対 象 設 備 の 件	①総合効率72%以上、かつ、1基の発電出力が10kW以上のもの ②生産性(発電効率or総合効率)年平均1%以上向上 ③販売後10年以内の最新モデル ④エンジンまたはタービン(所定の要件を満たすもの) ⑤廃熱利用機器導入 ※詳細はHP参照
優 遇 措 置	課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。 $負担税額 = 課税標準 \times 税率^*$ ※法定耐用年数:15年(減価率:0.142)、 固定資産税率:1.4%としています。
設 備 取 得 期 間	2017年4月1日から2019年3月31日まで
備 考	・中小企業経営強化税制と併用可 ・補助金と併用可

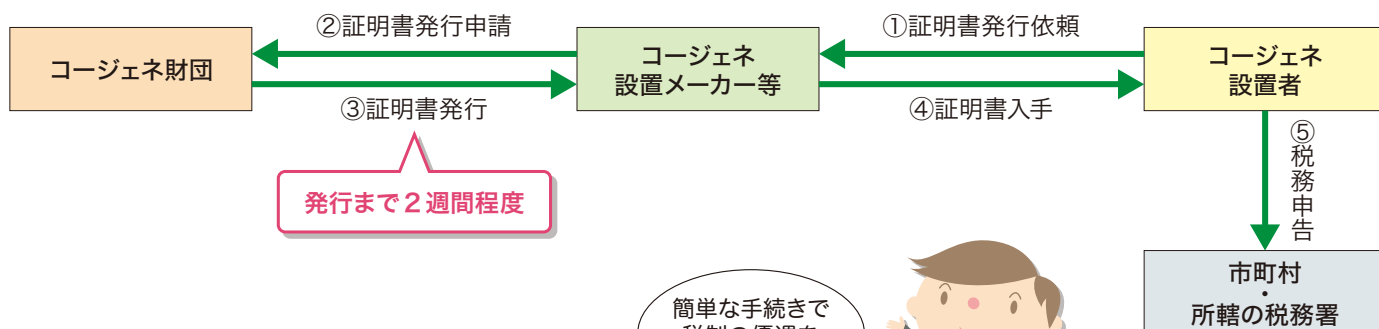
例えば…

導 入 コ ー ジ ェ ネ	8,000kWクラス×2台	
取 得 額	27億円	
負 担 税 額	1年目	約3,512万円 約 585万円
	2年目	約3,013万円 約 502万円
	3年目	約2,585万円 約 431万円
	合 計	約 1,518万円

これだけ節税!!

申請手続き

詳しくは、コージェネ財団ホームページ (<http://www.ace.or.jp>) より「補助金・優遇税制」をご確認ください。



簡単な手続きで
税制の優遇を
受けられます!



[お問い合わせ]

一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター

TEL.03-3500-1612 FAX.03-3500-1613 <http://www.ace.or.jp>